

運転士確保支援補助金公募要領

■ 申請書兼実績報告書の提出期間

令和7年6月2日（月）～ 令和8年2月6日（金）

締 切：令和8年2月6日（金）午後5時（必着）

※ 原則として、令和7年4月1日（火）以降に見積・発注で令和8年1月31日（土）までに支出が完了している経費が補助対象です。

※ 交付決定後、「事業者名（個人事業者においては、個人事業者名）」「交付金額」等を公表することがあります。

■ 申請書の提出先

一般社団法人 広島県タクシー協会

○ 所在地：〒733-0036 広島市西区観音新町1丁目7番71号

○ 提出方法

① 郵送申請：〒733-0036 広島市西区観音新町1丁目7番71号
一般社団法人 広島県タクシー協会 宛て

② E-mail：hiroshimajizoku-taxi@biscuit.ocn.ne.jp

③ 持参申請

受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00 月～金曜日（土日祝を除く）

■ 問合せ先

一般社団法人 広島県タクシー協会

○ 電話：082-233-9155

○ E-mail：hiroshimajizoku-taxi@biscuit.ocn.ne.jp

○ 受付時間：9:30～12:00、13:00～16:30 月～金曜日（土日祝を除く）

一部改正：令和7年6月26日

《 目 次 》

I	事業概要	3
1	目的	
2	対象事業者	
3	補助対象期間	
4	申請期限	
5	補助金の要件、交付額及び補助率	
6	対象経費	
II	申請概要	6
1	申請期間	
2	申請の流れ及び提出書類	
3	提出書類	
III	事業実施	5
1	事業実施等について	
2	補助事業者の義務等	
IV	その他の留意事項	7
1	他の補助制度との併用	
2	根拠書類	
3	提出された申請書類等の取扱いについて	
VI	Q & A	9

I 事業概要

1 目的

運転士不足を一因とした営業時間の短縮が行われる等、厳しい状況に置かれている現状を踏まえ、事業者に対し、公共交通の担い手を確保のための取組を支援することにより、将来にわたって地域の移動手段を維持・確保することを目的としています。

※採用後、県内の営業所に勤務することが必要です。

2 対象事業者

次のいずれにも該当するもの。

- ① 広島県中山間地域振興条例で定める中山間地域に本社を置く、道路運送法の規定による「一般乗用旅客自動車運送事業」（福祉限定を除く）の許可を受けた法人事業者、又は「一般乗合旅客自動車運送事業」の許可を受けた法人事業者であり、かつ乗合車両を使用し事業を行っている法人事業者（以下、「事業者」という。）であること。（一般社団法人 広島県タクシー協会（以下、「協会」という。）の会員、非会員を問わない。）

また、以下の②～⑧のすべてを満たすことが必要です。

- ② 補助事業の円滑な実施に支障をきたさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有していること。
- ③ 補助対象として申請した内容（経費）に関して同一品目において、国・県・市町等が実施する併用を不可とする他の制度（補助金等）から補助金を交付されていないこと。
- ④ 国、県、協会又は協会から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
- ⑤ 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- ⑥ 国税及び県税に未納がないこと。
- ⑦ 事業継続の意思があること。
- ⑧ 運転士の雇用開始日から3年以上当該運転士の雇用を継続する意思があること。

※なお、雇用開始日以降3年未満で退職した場合は、補助金の返還を命じることがあります。

3 補助対象期間

令和7年4月1日（火）から令和8年1月31日（土）まで

※ 原則対象期間内に契約、支払いが完了した経費が補助対象となります。

※ 期間内に雇用開始できない場合のうち、令和8年2月28日（土）までに雇用開始することが確実と認められるものに限り、個別相談対応させていただきます。

4 申請期限

令和7年6月2日（月）～ 令和8年2月6日（金）まで

5 補助金の要件、交付額及び補助率

○補助金の要件

広島県中山間地域振興条例第2条で定める中山間地域に本社を置く事業者が、令和7年4月1日～令和8年1月31日において、新たに運転士を正社員として採用すること

○除外要件

次の場合は、補助対象から除外する。

- ・県内に本社所在地のある事業者間の転職
- ・会社計算規則第2条第3項第25号に基づく関係会社間の転職

○交付額上限

採用した運転士数に30万円を乗じた額を上限とする

○補助率

10/10 以内

6 対象経費

運転士の採用に資する取組に係る経費

《 事 例 》

○大型、中型及び普通自動車の二種免許の取得に要した費用

- ・教習料、適正検査及び学科試験に要した経費 など

○採用者の転居に要した費用

- ・引越し料金
- ・採用者への転居手当等の支給 など

○採用者に対する祝い金等の支払いに要した費用

- ・採用者への採用祝い金等の支給※ など

※就業規則等において、採用祝い金等の支給をあらかじめ規定している場合に限る。

○社宅等の借りに要した費用

- ・敷金・礼金など借りに係る初期費用（家賃や共益費は除く）
- ・当該採用者を受け入れるための社宅等の環境整備に係る費用（畳の張り替え等）

※その他、協会が認める費用

○ 補助対象とならない経費

次の経費は補助の対象となりません。

- ① 間接経費（振込手数料、光熱費、収入印紙代等）

- ② 対象期間後に支出した経費
- ③ ランニングコスト（家賃や通信費などの経常的な経費など）
- ④ 不動産購入に係る経費
- ⑤ 補助対象経費の申請、請求に係る経費の証拠書類に不備のある経費
- ⑥ その他、補助金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

○ 消費税等の取扱について

消費税等は補助対象となりません。

補助金額に消費税等が含まれている場合、補助事業完了後、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定に伴い、仕入控除税額確定報告書の提出を求めることになります。

7 補助金の返還について（令和7年6月4日更新）

当補助金を活用し採用した運転士が、雇用開始日以降3年未満で退職した場合、要綱第9条第2号の規定により、期限を定めて補助金の返還を命じることがあります。ただし、協会が補助事業者の責に帰すべき事由でないと認めた場合はこの限りではありません。

※当該運転士が退職した場合、速やかに協会に連絡してください。

協会等は、補助事業終了後に、当該運転士等の雇用状況などについて、現地検査を行う場合があります。

[返還額の算定]

当該運転士が退職した場合の補助金の返還額については、次の区分に応じて以下のとおり定めます。

返還額	区分（返還要件）	備考
全額	①虚偽の申請等をした場合 ②当該運転士が雇用開始日から1年未満で退職した場合	退職した運転士に係る補助金部分のみ返還
交付額に3分の2を乗じて得た額	当該運転士が雇用開始日から1年以上2年未満で退職した場合	
交付額に3分の1を乗じて得た額	当該運転士が雇用開始日から2年以上3年未満で退職した場合	

[補助金返還の免除]

(1) 免除の申請

返還要件に該当する原因が、当該運転士の自己都合による退職など、補助事業者の責に帰すべき事由でない場合は、返還免除申請書（任意様式）及び返還免除理由を証する書類により返還の免除を申請できるものとし、協会に申請書等を提出するものとする。

(2) 免除の要件

協会は、返還要件に該当する原因が、当該運転士の自己都合による退職など、補助事業者の責に帰すべき事由でないと認められる場合、広島県の同意を得た上で、補助金の返還

を免除します。

II 申請概要

1 申請期間

令和7年6月2日（月）～ 令和8年2月6日（金）

締切：令和8年2月6日（金）午後5時（必着）

※ 令和7年4月1日（火）から令和8年1月31日（土）までに支出が完了している経費が補助対象です。

※ 交付決定後、「事業者名（個人事業者においては、個人事業者名）」「交付金額」等を公表することがあります。

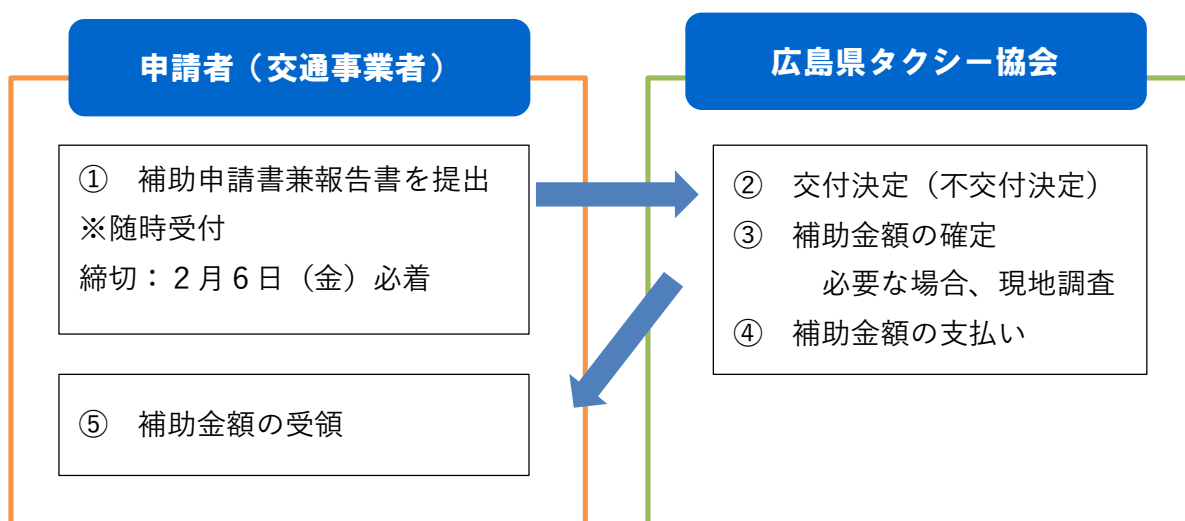
2 申請の流れ及び提出書類

補助対象経費、補助金交付申請額など算出については、提出前に確認をお願いします。

(1) 申請方法

- ① 郵送申請 : 〒733-0036 広島市西区観音新町1丁目7番71号
一般社団法人 広島県タクシー協会 宛て
- ② E m a i l : hiroshimajizoku-taxi@biscuit.ocn.ne.jp
- ③ 持参申請
受付時間 : 9:30～12:00、13:00～17:00 月～金曜日（土日祝を除く）

(2) 申請フロー



3 提出書類

(1) 補助申請兼実績報告時

① 運転士確保支援補助金交付申請書兼補助事業実績報告書	別記様式第1号
② 事業報告及び経費積算内訳書	別記様式第1号 別紙1
③ 誓約書	別記様式第1号 別紙2
④ 支出内容が確認できる資料（写しでも可） （納品書、請求書、領収書、手当の支給がわかる書類等） ※1 1月31日までの支払いとなっているもの ※2 領収書は、補助申請者名での請求となっているもの（上様は認められない） ※3 レシートは認められないことから、領収書を徴取すること ※4 手当の支給等の場合は、該当する社内規程及び給与明細等で対象となる採用者への支給がわかる書類を添付すること。	添付すること
⑤ 対象となる採用者を雇用していることがわかる書類（写しでも可） ※ 採用辞令書・雇用契約書など	添付すること
⑥ 対象となる採用者が県内に本社所在地のあるタクシー事業者及び関係会社間で転職していないことがわかる書類（写しでも可） ※ 履歴書など	添付すること
⑦ 通帳のコピー（表紙をめくった1枚目）	添付すること

III 事業実施

1 事業実施等について

- (1) 対象となる経費は、令和7年4月1日以降、令和8年1月31日までに支出した経費です。
- (2) 交付決定について
 - ① 交付申請額と交付決定額は異なる場合があります。
 - ② 補助金交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。
- (3) 補助金の支払いについて
補助金の額を確定した後支払います。

2 補助事業者の義務等

補助事業の交付決定を受けた場合は、次の条件を遵守しなければなりません。

(1) 検査への対応について

補助事業終了後であっても、協会などが補助事業の運営及び経理状況について現地検査を行う場合、これに応じる必要があります。

IV その他の留意事項

1 他の補助制度との併用

国及び市町などが実施する他の補助制度が認めている場合、併用した交付申請も可能です。

なお、他の制度と併用している場合、交付決定額の合算が、過充当にならないよう留意してください。交付決定後に過充当が発見された場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

[例：〇〇市が実施する支援金（併用可）を活用し、支給を受けている場合]

項目	金額	備考
免許取得に要した費用 ……①	500,000 円	
〇〇市採用支援金 ……②	250,000 円	
当補助金補助対象経費 ……③	250,000 円	①－②＝③
当補助金交付決定額	250,000 円	補助率：10/10

2 根拠書類

支出根拠書類として同一書類により、同一額を複数の補助対象経費として重複申請した場合、全ての対象の申請を受理しません。また、交付決定後において重複申請が判明した場合、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

3 提出された申請書類等の取扱いについて

提出された申請書類等の機密保持については、補助事業実施のためにのみ使用します。

ただし、補助事業者に採択された場合は、協会及び広島県の情報公開規定に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

補 助 事 務 Q & A

補助事務関係

(問 1) 誓約書への押印（代表社印）は必要ですか。

(答 1) 押印は必要です。

(問 2) 令和 7 年 4 月 1 日以前に発注や支払ったものは補助対象になりますか。

(答 2) 補助対象にはなりません。令和 7 年 4 月 1 日以降に発注し、原則令和 8 年 1 月 31 日までに納品・支払されたものが対象となります。

ただし、期間内に雇用開始できない場合のうち、令和 8 年 2 月 28 日（金）までに雇用開始することが確実と認められるものに限り、個別相談対応させていただきます。

(問 3) 補助申請、実績報告の申請期限を過ぎた場合はどうなりますか。

(答 3) 原則、期限後申請、報告は受け付けません。やむを得ない事業がある場合は、事前に事務局に相談してください。

(問 4) 補助金の概算払い（事前支払い）が可能ですか。

(答 4) 原則、事業終了後の清算払い（実績払い）とさせていただきます。

(問 5) 他の制度と併用している場合、交付決定額の合算が、過充当にならないよう留意してください。とは、どういうことですか。

(答 5) 例えば、免許取得に要した費用が 50 万円の場合、ほかの補助制度で 25 万円受領する場合は、当補助金から補助上限額の 30 万円を申請すると過充当となります。この場合は、50 万円から 25 万円を引いた残りの 25 万円が補助対象経費となります。

(問 6) 会社内で事務職員から運転士へ配置転換する場合は対象となるか。

(答 6) 対象にはなりません。新たに採用されることが必要です。

免許・雇用関係

(問 7) 令和 7 年 4 月 1 日以前に必要な免許を取得するために自動車学校等に通り始めた場合は補助対象になりますか。

(答 7) 補助対象にはなりません。令和 7 年 4 月 1 日以降に自動車学校等に通り始めた場合が対象となります。

(問 8) 令和 8 年 1 月 31 日までに必要な免許が取得できなかった場合はどうなりますか。

(答 8) 運転士として採用していれば、対象にはなりますが、必要な免許を取得後速やかに免許証のコピーを提出してください。ただし、必要な免許を取得できなかった場合は、補助金を返還させていただきます。

(問 9) 令和 8 年 1 月 31 日までに支払い完了しても雇用開始していない場合は対象になりませんか。

(答 9) 原則、対象になりませんが、期間内に雇用開始できない場合のうち、令和 8 年 2 月 28 日(土)までに雇用開始することが確実と認められるものに限り、個別相談対応させていただきます。

(問 10) 新規採用者の健康診断等の費用は対象になりますか。

(答 10) 対象になります。
但し、補助金の対象となる新規採用者に係る経費のみ対象です。

(問 11) 自動車学校等のいわゆる合宿コースで二種免許を取得する場合、宿泊料や食糧費なども認められますか。

(答 11) 通学による教習費用と同額までを補助対象経費とすることができるものとします。宿泊施設や食事等に複数プランがある場合には、最も廉価なものを補助対象とします。

その他

(問 12) 求人広告等にかかる宣伝広告費は対象になりますか。

(答 12) 対象になります。
但し、採用サイトに支払うマッチングの成功報酬等は対象外です。

(問 13) 中山間地域に本社があるが、採用者の配置先は中山間地域以外の営業所でも対象となりますか。

(答 13) 対象になります。

(問 14) 新規採用者が 3 人獲得できたが、かかった経費が各人で違う。次の場合補助金はいくら支給されますか。また、補助金を返還しなければならない理由で退職した場合、A,B,C それぞれの場合で返還しなければならない金額をご教示願います。

A=15 万円、B=45 万円、C=55 万円

(答 14) 支給金額は、採用人数 3 人×@30 万円=90 万円となります。

返還金は最大で、A=15 万円

B=30 万円

C=30 万円 となります。